

除雪計画の見直しについて

本市の除雪計画については、旧市町が作成した計画書が、地域ごとにそれぞれ引き継がれてきたことから、体制や路線などについて全市的に統一を図るよう、除雪計画の見直しを行いました。

また、本年2月の大雪の際には、平野部における初動面などで多くの課題が生じたことから、この見直しの中において対策をあわせて検討しました。

1 除雪体制について

道路除雪については、地域ごとに除雪体制をとり、また、気象情報や降雪の状況に応じて次のとおりの体制とします。

なお、体制の移行については、積雪深によることを基本とする中で、平野部と山間部など地域により降雪の状況が異なることもあり、柔軟に対応することとします。

(1) 注意体制 (気象庁から大雪注意報、低温注意報が発表された場合)

降雪に関して、除雪担当課(※)は、除雪委託業者に情報提供と作業準備の指示を行います。

低温に関しては、凍結防止剤散布の準備を行います。

※ 除雪担当課：道路河川維持課及び各支所担当課

(2) 初動体制 (15cm以上の積雪又は15cmを超える積雪が見込まれる場合)

除雪担当課は、委託業者に対して除雪作業の指示を行い、除雪の作業に入ります。

出雲県土整備事務所と情報共有を行い、県道・市道の相互乗り入れによる除雪など連携を図ります。

また、各地域において、支所担当課だけでは対応が困難な場合には、道路河川維持課から応援職員を派遣します。

(3) 警戒体制 (大雪警報が発表された場合又は30cmを超える積雪が見込まれる場合)

初動体制時の除雪作業を継続するとともに、倒竹木等の障害物対策のため、必要に応じて除雪機械に作業を補助する職員を配置します。

なお、除雪担当課だけでは対応が困難な場合には、道路河川班の招集を行い対処します。

(4) 豪雪体制 (50cmを超える積雪が見込まれる場合)

除雪作業については、警戒体制時の作業を継続します。一方で、積雪の状況によっては、物流のための道路交通の確保が必要となることから、緊急除雪路線及び重要除雪路線を最優先して実施します。

雪害対策本部(出雲市地域防災計画特別警戒体制(第2次災害体制))が設置された場合には、道路河川班及び各支部による除雪体制に移行します。

2 除雪路線について

除雪路線について、地域(支所)ごとに区分方法がまちまちであったことから、路線の位置付けを明確にし、全体的に見直しました。

(1) 緊急除雪路線

市民の生命に直接関わる施設及び市民生活への影響が特に大きい施設への連絡道路について、最優先に除雪を行います。

対象施設：救命救急病院、消防署、ごみ処理施設、し尿処理場、齋場など

(2) 重要除雪路線

おおむね次の路線とし、緊急除雪路線の次に優先的に除雪を行います。

- ①バス路線
- ②国道や県道へ繋がる幹線道路
- ③主要な幹線市道

(3) 一般除雪路線

おおむね次の路線とし、適宜除雪を行います。

- ①公共施設や学校への主なアクセス道路
- ②病院や高齢者入所施設への主なアクセス道路
- ③地域の主要な道路

ただし、降雪量が多い山間部においては、集落を結ぶ生活道路も除雪を行います。

3 その他の除雪対策について

(1) 職員体制の強化

出雲地域は道路河川維持課、その他の地域は各支所の除雪担当課で除雪作業を行います。

各地域の状況に応じて、本庁から各支所へ応援職員を派遣することで、体制の強化を図ります。

(2) 除雪機械の拡充

本年9月議会の補正予算により、凍結防止剤散布装置を2台購入しました。引き続き除雪機械の充実に努めていきます。

また、借上げ機械についても、建設業者の協力により、契約台数を増やすことができました。

(3) 除雪に関する広報

除雪作業に関する市民への広報については、市ホームページにサイトを設けて、除雪に関するお願い、地域別の除雪路線図などを掲載していきます。

さらに、広報いずも1月号では、除雪作業をより一層理解していただくため、これまでより紙面を拡大し、内容の充実に努めます。

また、島根県においては、この冬からテレビとラジオを使って、除雪に関する広報を行う予定とされています。